

一木村源之助過書船之儀、從往古支配仕來四代已前總右衛門慶長八卯年、權現様御朱印頂戴同拾七子年、台徳院様御黒印寛永三寅年、過書御下知帳頂戴仕候由、

一權現様大坂御歸陣之刻、源之助先祖總右衛門宅江御腰被爲掛、此度御陣中御奉公仕候ニ付、御

加増可被下候得共、先淀川過書之儀、前々之通彌無相違致支配、其上城州攝州、河州之内ニ而、御

代官被仰付之旨、土井大炊頭を以被仰出候由、祖父宗右衛門迄、過書船奉行、御入木山支配、并御

代官兼役被仰付候由、父如水より過書船奉行、并御入木山支配被仰付于、今相勤申候、

〔嘉永二年武鑑〕淀川過書船支配 角倉與一二百後 木村總左衛門二百石 同元締役 高田次郎右衛門 伊

東五百平 田中丈助 小田切要人 同年寄每年御目見、賦 坂松村伊左衛門尼 岩井武兵衛

大西原市右衛門 同家原清右衛門 京渡邊勇之助

〔和漢三才圖會三十四〕過書舟略 中

天。舩。舟。似過書舟而小、可載二百斛、是亦通淀川也、字彙所謂狹而長、二百斛名舩者、此舟之類乎、

〔和漢船用集五〕傳道舟 傳道は往古より呼來る船の名、能利にかなへり、易曰、舟楫

之利、濟不通、致遠、以利天下、不通を濟、傳道也、又傳通とも申べし、此利に寄て名る者也、今たゞ天道

と申は、其故をえらず、音によつて誤る者か、或は天舩舟略 中 是又舩の字によつて書たるなるべ

し、二百斛にかぎらば、さもあるべきこと也、百三十石、四拾石積をも天舩と云、まからば舩の字、解

せざる上、天の字、何に寄て書たるや、又海舟に傳道あり、積所二三十石、五六十石にすぎず、天舩の

字音に寄て誤らば、天道と書くも同じ誤りなるべし、

〔和漢船用集五〕傳道船也、間三と云は、小三拾石舟と四十石舟との間、三十石

舟也、間三に對して、毎の三十石船を小三とよぶ、又尼舟と呼は、尼崎舟也、多く四十石船なり、過書

傳道古船、新船の品あり、